マネジメントについて

当社の経営の基本方針は、「『顧客起点』のもと、お客様の真の満足と感動を戴ける製品の創造とサービスの提供を通して、豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念を実践し、持続的に企業価値を高めていくことにあり、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーに存在意義を示し、お応えしていく会社になることを目指しています。
この経営方針を実現するために、「経営の効率化」「経営の意思決定の迅速化」および「経営の公正性・透明性の確保」と併せて「経営のチェック機能の充実」を重要課題としています。また、経営の公正性と透明性を高めるために、積極的かつ迅速な情報開示に努めるとともに、インターネットを通じて財務情報の提供を行うなど幅広い情報開示にも努めています。

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス体制

当社においては、取締役会が業務執行状況を監督し、業務執行については、各部門を担当する取締役もしくは部門長に責任と権限を与え、経営の効率的な運用を図っています。

また1人の社外取締役が客観的・中立的観点から取締役会を通じて経営の監督機能を発揮するとともに、２人の社外監査役(うち１人は女性)が取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を社外の視点でチェックしており、十分に経営の監視機能を発揮しています。

●コーポレートガバナンス体制図

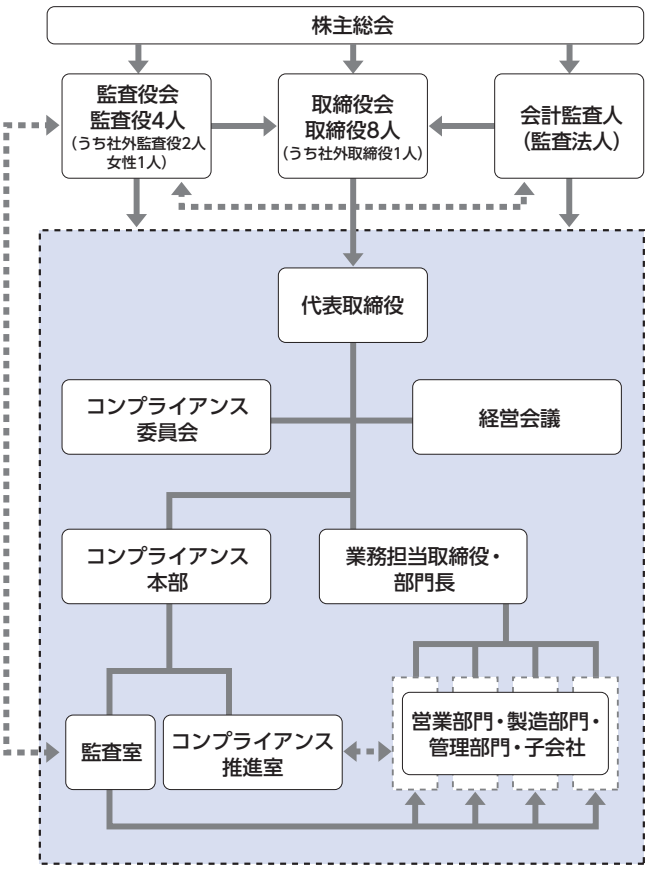

取締役会

経営の基本方針、法令で定められた事項、そのほか経営に関する重要事項の審議・決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行っています。

経営会議

意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るための取締役会に付議すべき事項の審議、および取締役会の決定方針に基づく具体的な執行方針やそのほか経営に関する重要な業務執行についての審議・決定を行っています。

監査役会・内部監査・会計監査

監査役会は２人の社外監査役を含む４人の監査役で構成されており、各監査役は監査役会が定めた監査の方針・業務分担に従い、取締役会などへの出席、稟議書などの重要な資料の閲覧、子会社を含む事業所に赴くことなどにより、取締役の職務執行について監査しています。

内部監査部門は、監査役との連携を図り、監査役の効果的な監査業務の遂行に協力しています。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツを監査人に選任し、監査を受けています。また監査報告会を開催し、監査役会は会計監査人から監査実施状況、監査実施結果などの説明を受けるとともに、会計上と内部統制上の諸問題について助言を得ています。

内部統制システム

当社では、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、そのほか株式の業務ならびに当該株式会社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制の基本方針」を定めています。この方針に基づき金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制について、当社および連結子会社における整備・運用の評価を行い、その結果を内部統制報告書として公表しています。